

○内閣官房令第八号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和四年八月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	<p>(表一の項関係) 第一条 「略」 「2・3 略」</p> <p>4 表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局との連携を図り、内閣官房副長官補の掌理する事務のうち、科学技術・イノベーション政策と連携したスタートアップの創業促進及び支援等に関する施策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整について、内閣官房副長官補を補佐するもの</p> <p>「5〇7 略」</p>
改正前	<p>(表一の項関係) 第一条 「同上」 「2・3 同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「5〇7 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。